

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年九月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>川 越 越 生 線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川 越 市 的 場 北 一 丁 目 三 番 八 地 先</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平 成 二 十 九 年 九 月 一 日</p>
<p>備 考</p>	<p>道路改良事業による。 平成二十六年三月十四日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第三 号で告示した道路区域の一部供用 開始である。 延長一五・六〇メートル</p>